

# 伊 勢 市 公 報

第 69 号  
平成 20 年 9 月 22 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市議会議員定数条例	2
<b>議会規則</b>	
○ 伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則	4
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市産業支援センター運営協議会規程	8
<b>告 示</b>	
○ 市議会定例会の招集について	11
○ 道路の区域変更について	12
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 検察審査員候補者選定関係	
・ 検察審査員候補者選定規程を廃止する規程について	13
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	15
・ 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について	16
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	17
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画の作成について	18
○ 犬の抑留について	19
○ 都市公園の供用開始について	20
<b>正 誤</b>	21

伊勢市議会議員定数条例をここに公布する。

平成 20 年 9 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第24号

### 伊勢市議会議員定数条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、伊勢市議会の議員の定数は、28人とする。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙において選出される伊勢市議会の議員の任期が始まる日以後初めて招集される伊勢市議会の招集の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、前項ただし書に規定する一般選挙から適用する。  
（伊勢市議会委員会条例の一部改正）
- 3 伊勢市議会委員会条例（平成17年伊勢市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条中「12人」を「10人」に、「11人」を「9人」に改める。

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月12日

伊勢市議会議長 池田 ミチ子

## 伊勢市議会規則第 2 号

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則

伊勢市議会会議規則（平成17年伊勢市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中	「第 7 章 議員の派遣（第156条） 第 8 章 補則（第157条）」	「第 7 章 協議又は調整を 第 8 章 議員の派遣（第 第 9 章 補則（第158条）」
-----	---	---

行うための場（第156条）

157条）に改める。

」

第157条を第158条とする。

第 8 章を第 9 章とする。

第156条第 1 項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第 7 章中同条を第157条とする。

第 7 章を第 8 章とし、第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第156条 法第100条第12項の規定により、議会における議案の審査又は議会の運営の充実を図るため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、特に必要がある場合において、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の議決を行うときは、設けようとする協議等の場の名称、目的、構成員、招集権者及び設ける期間を明らかにしてしなければならない。
- 4 協議等の場の会議において協議が調った事項については、協議等の場

の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 協議等の場の会議における秘密会及び傍聴の取扱い並びに規律については、議会の会議又は委員会の例による。

6 前各項に規定するもののほか、協議等の場の運営その他協議等の場に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第156条関係）

名 称	協議又は調整を行う事項	構成員	招集権者
全員協議会	1 議案の審査に関する事項 2 議会の運営に関する事項	全議員	議長
総務政策委員協議会	1 総務政策委員会の所管に属する議案の審査に関する事項 2 総務政策委員会の運営に関する事項	総務政策委員会委員	総務政策委員会委員長
教育民生委員協議会	1 教育民生委員会の所管に属する議案の審査に関する事項 2 教育民生委員会の運営に関する事項	教育民生委員会委員	教育民生委員会委員長
産業建設委員協議会	1 産業建設委員会の所管に属する議案の	産業建設委員会委員	産業建設委員会委員長

	審査に関する事項 2 産業建設委員会の 運営に関する事項		
--	------------------------------------	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市産業支援センター運営協議会規程を次のように定める。

平成 20 年 9 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市訓令第7号

### 伊勢市産業支援センター運営協議会規程

(設置)

第1条 伊勢市産業支援センター条例（平成19年伊勢市条例第38号）第13条の規定に基づき、伊勢市産業支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、伊勢市産業支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会の協議事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) 企業支援及び起業家支援等の施策に関すること。
- (3) 企業誘致に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 運営協議会は、委員13人以内で組織する。

- 2 委員は、知識経験を有する者及び市内の産業団体の関係者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員が委嘱されたときにおける当該職を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、産業部産業支援課において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

2 この訓令の施行日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

伊勢市告示第 65 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 20 年 9 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 招集の日時 平成 20 年 9 月 10 日（水） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 66 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 20 年 9 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	三津 18 号線	二見町字三津 1203 番 21 地先から 二見町字三津 1203 番 2 地先まで	旧	7.02	40.80
			新	7.65～15.20	40.80

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

検察審査員候補者選定規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 20 年 9 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会委員長 杉 木 仁

伊勢市選挙管理委員会告示第 45 号

検察審査員候補者選定規程を廃止する規程

検察審査員候補者選定規程（平成 17 年伊勢市選挙管理委員会告示第

12 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

伊勢市選管告示第 46 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 20 年 9 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	2,190 人
2 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数	36,488 人
(参考) 永久選挙人名簿登録者総数	109,462 人

伊勢市選管告示第 47 号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 11 項、第 5 条第 15 項及び第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 20 年 9 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 18,244 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 109,462 人

伊勢市上下水道事業告示第 30 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 20 年 9 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
286	木村水道	志摩市阿児町鵜方 1065 番地 176	平成 20 年 9 月 8 日

伊勢市公告第 78 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 20 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
1 人	1 人	777 m <sup>2</sup>	1 年
1 人	1 人	1,747 m <sup>2</sup>	2 年
4 人	2 人	7,886 m <sup>2</sup>	5 年

## 伊勢市公告第 79 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 9 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市勢田町	雑種	茶	雄	中	91 日以上	青い首輪 黒白のリード

2 抑留した日 平成 20 年 9 月 5 日

3 抑留期限 平成 20 年 9 月 10 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 80 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 20 年 9 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

名 称	位 置	区 域 (㎡)
磯つつじ公園	伊勢市磯町字権現前 880 番	2,042
磯町児童公園	伊勢市磯町字権現前 1069 番 2 の一部	702

供用開始の期日 平成 20 年 9 月 11 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

正 誤

平成 20 年 8 月 5 日付け伊勢市公報第 66 号の消防本部公告第 1 号職員採用試験の実施について第 6 項第 2 号中

頁	行	誤	正
29	30	11 月下旬	11 月上旬